

あなたの簡易無線機、大丈夫？



≫ 2022年 11月 30日までに措置をしましょう ‹‹

400MHz帯の**アナログ**簡易無線は
使えなくなります



間違えて電波を発射しても**電波法違反**
【罰則】1年以下の懲役又は100万円以下の罰金



デュアル機は**アナログ波が**
出ないように措置が必要



総務省総合通信基盤局 (一社)全国陸上無線協会

お客様各位

簡易無線局のデジタル化による無線機設備更新のご案内

簡易無線局において、350MHz 及び 400MHz 帯のアナログ方式の周波数は、平成 34 年(2022 年)12 月 1 日以降は使用できなくなります。

拝啓

時下ますますご盛業のこととお喜び申し上げます

さて、弊社では「簡易無線局のデジタル化による無線機器の更新」をご提案しています

簡易無線局のデジタル化に伴い、簡易無線局において、350MHz 帯(348.5625MHz～348.8MHz いわゆる「小エリア簡易無線局」)及び 400MHz 帯(465.0375MHz～465.15MHz,468.55MHz～468.85MHz)のアナログ方式の周波数の使用期限は、平成 34 年(2022 年)11 月 30 日までとなっています。

引き続き簡易無線を使用される場合は、新規格のデジタル簡易無線への買換え等が必要です。

弊社では、お客様のご利用状況に合わせた仕様など様々なご要望にお応え致します
詳細については下記までお問い合わせください

敬具

■詳細は総務省のサイトを参照ください

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/relate/dcr/index.htm>

■お問い合わせ先

三和通信機有限公司

〒969-1145 福島県本宮市本宮字葎ヶ入 58-22

TEL 0243-24-1401 FAX 0243-24-1402

営業 赤井政和 090-9633-7167

m.akai@sanwa-t.jp <http://www.web-sanwa.jp>